

平成 21 年第 3 回定例  
夕張市議会会議録  
平成 21 年 9 月 16 日(水曜日)  
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 一般質問  
第 2 議案第 10 号 個別外部監査契約に基づく  
監査について

◎出席議員 (9 名)

高 間 澄 子 君  
伝 里 雅 之 君  
島 田 達 彦 君  
角 田 浩 晃 君  
山 本 勝 昭 君  
正 木 邦 明 君  
高 橋 一 太 君  
新 山 純 一 君  
加 藤 喜 和 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 山本勝昭君 これより平成 21 年第 3 回定例夕張市議会第 2 日目の会議を開きます。

●議長 山本勝昭君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 山本勝昭君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

正木議員

高橋議員

を指名いたします。

●議長 山本勝昭君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、先に報告のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて議会運営委員会委員長の報告を求めます。

正木議員。

●正木邦明君(登壇) 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、先に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提案されることとなりました案件は、議案第 10 号個別外部監査契約に基づく監査についてでありまして、この取り扱いにつきましては本日の本会議において上程し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は議案 10 件、認定 9 件、報告 5 件の、あわせて 24 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 山本勝昭君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 山本勝昭君 日程第 1、これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の質問者は、正木議員、島田議員、伝里議員、加藤議員であります。

それでは、正木議員の質問を許します。

正木議員。

●正木邦明君 通告に従い順次質問をいたしますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

最初に、学校統合につきましてであります。小中学校統合委員会の 6 月以降の進捗状況についてです。

昭和 30 年代には、市内に中学校 9 校、生徒数約 1 万弱の生徒が在籍しておりました。

相次ぐ炭鉱閉山に伴い、人口の激減により廃校や統合が相次ぎました。また、小中の 10 年 10 校の施策でいろいろと整理されてきました。平成 22 年 4 月には夕張中学校 1 校に統合されます。

そこで、部会からの主な進捗状況をお聞きいたします。

2 点目は、路線バスによる通学の安全確保について、その課題をどのように認識しているのかお聞きします。

先日、夕張市議会再生計画検討委員会で市内 6 ヶ所で開かれた地域懇談会の中で、市民の方から通学についてのご意見等がありました。

冬にバス停までどのように来るのか大変だ。バス停までの送迎について心配だ。また、子ども、保護者などのアンケートからはバス停に関して冬の雪、夏の雨等で待機すると子どもたちがかわいそうだとか、道路や歩道での待ち合い、バス停の距離を短い間隔にしてほしい。1 ヶ所で最大の乗車人数は。バスに乗り遅れた場合の対応。低学年の単独下校。また、緊急帰宅の対応など、いろいろあると思います。

これらの課題について検討されていると思いますが、これらの問題がどのように認識されているかお聞きいたします。

●議長 山本勝昭君 教育長。

●教育長 小林信男君 ただいま正木議員の方からご質問のありました、小中学校統合にかかわります 2 点の質問についてお答えをいたします。

始めに、小中学校統合検討委員会における検討の進捗状況についてであります。教育委員会では引き続き市内の児童生徒数の減少に対応し、より良い子どもの教育環境の確保を図る観点から、平成 22

年度中に中学校を 1 校化するとともに、平成 23 年度には小学校を 1 校化する方向で、現在まで準備を進めてきたところであります。

統合に向けては、平成 20 年の 3 月に有識者、学校関係者、PTA 関係者などで構成をする小中学校統合検討委員会を設置するとともに、合わせて 8 つの検討部会を組織し、現在まで新しい学校の教育課程、校旗、校章及び制服、新校舎の施設設備、通学方法、あるいは学校給食のあり方などについて検討するとともに、関係課やあるいは関係機関とも連携を図りながら、今日まで新しい小中学校の開校に向けて検討、準備を進めてきたところであります。

昨日は第 8 回の小中学校検討委員会を開催いたしまして、各検討部会からそれまでの検討状況を報告した後、全体で協議を行ってきたところであります。

その中で主な検討状況についてであります。中学校の校章については昨年度から検討部会と夕張美術協会とが連携を図りながら、新しい学校にふさわしいという観点に立ってデザインの検討が進められてきているところであります。来月中には教育委員会で決定をする予定で現在、進んでいるところであります。

また、校歌についても昨年度、地元の方やあるいは夕張にゆかりのある専門家の方に作詞やあるいは作曲を依頼し、原案等については市内中学校の生徒がテスト合唱といいますが、音程に合うかどうかも含めてそういうことをしながら今、微調整しているところであります。校章と同様に、来月中までに教育委員会で決定するという運びでありまして、その後、市民の方々にもお示しできるものだというふうにご検討しているところであります。

なお、小学校のほうの校章、校歌等についても準備を進めておりますが、平成 23 年度開校ということになりますので、明年度、22 年度中にお示しをしていく形になるかというふうにご検討しているところであります。

また、制服については本年 4 月に開催しました通学方法等保護者説明会において、選定の基準やある

いは候補としている製品等について説明するとともに、6 月から 7 月にかけては各学校に候補の製品を展示し、児童生徒や保護者に対しアンケート調査を行い、説明会でいただいたご意見やあるいはアンケート結果を参考に、検討部会において検討を重ねたところであります。8 月には選考結果の答申を受け、教育委員会に報告の上、製品の決定をしたところあります。現在、それに基づいてサンプルと申しますか、制服が作られている今の状況でありますので、今後においては 11 月頃には指定制服とジャージ、これを市役所あるいは公民館等において公開するとともに、2 月の新しい学校の保護者説明会と申しますか、これに対応できるよう、現在、準備を進めているところあります。

また、学校給食に関しては検討部会において学校長や栄養教諭などが中心となりながら、夕張中学校に新設することとして現在、工事が行われております共同調理場での給食実施に向け、まず衛生管理の強化や業務の効率化が図られることを考慮しながら、調理場のあり方に関して協議をこの間やってきております。現在、それらの検討を踏まえながら、作成された設計図に基づいて清水沢中学校の校舎 1 階に調理場の改修工事が現在、進められているところあります。

また、厨房機器等の設置等についても協議を行いながら必要備品等の仕様を決定した上で購入契約を締結し、現在、業者において備品の製造が図られているということを進められているところあります。

さらには、全児童生徒が共通した食器類を使用するわけですが、この選定も進んでおまして、器やあるいは皿については安全な強化磁器製の食器を使用するということを決意して、現在、契約に向けて事務処理を進めているという段階にあります。

今後においては、食の指導計画、実施要綱、運営規程の策定などに向けて協議を進めることとしていくところあります。

統合委員会につきましては、この後も小学校が続いてまいりますので、平成 23 年の 3 月まで設置予定

としておまして、その間、様々な事項について鋭意協議、検討が進められていくというふうに考えておりますが、今後においても節目節目に市広報等を通じながら、新しい夕張中学校、また、ゆうばり小学校の姿などについて市民の方々にお示しをしてみたいというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、新しい 2 校が将来の夕張市を担う子どもたちに良好な教育環境を提供するとともに、地域に開かれた学校、児童生徒にとって魅力のある学校となるよう努めてまいりたいというふうに考えているところあります。

次に、路線バスにかかわる通学の安全確保上の課題についてであります。

これまで市内では一部の地域を除き、児童生徒は徒歩により通学していたところありますが、統合後におきましては全児童生徒数のおよそ 7 割ですね、これが主に路線バスを使用して通学する予定であります。

こうしたことから、本年 4 月には路線バスを使用する通学方法の概要等について 6 会場において保護者説明会を開催し、参加いただいた方から様々なご意見、ご要望をいただいているところあります。先ほど議員から指摘のありました内容についても、その際の説明会にも出ていたところあります。

その中で、通学時における安心・安全面にかかわっては、乗車中における緊急時の対応、それと連絡体制。それから、通学路における指導員やあるいは添乗員の配置の問題。それから、先ほどもありましたが乗り遅れや降り過ぎの場合の対応。それから、信号機やバス待合所の設置の要望等々のご意見をいただいたところであり、それらの主な意見と教育委員会の基本的な考え方については 5 月の市議会行政常任委員会などにおいて報告したところあります。

それらの対応については、これまで課題を整理しながら、統合委員会の通学方法検討部会や教育委員会と関係部署が連携を図りながら項目ごとに検討を進めておまして、先ほど答弁したとおり、昨日の開催された統合委員会の中でもこの間の問題につい

て協議を行ってきたところであります。

今後におきましても可能な限り早期に諸課題への対応策について具体的な取り組み方法をお示しし、議会においてご議論をいただいた上で新たな通学システムの概要を作成し、保護者等の説明会を開催するとともに、広報を通じるなどして市民の方々にも周知をしまいたいというふうに考えているところであります。

教育委員会としては、児童生徒が安心・安全に通学できる体制を確保するということが極めて重要なことであるというふうに認識をしております、その体制づくりに向けて、市民や地域のご協力もいただきながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長 山本勝昭君 正木議員、再質問ございますか。

正木議員。

●正木邦明君 給食等につきましては市で直営でされるという判断でよろしいか。

それと、制服についてですね在校生というか、2年生、3年生。来年の4月以降は1年生だけが新しい制服で、2年、3年生は各、千代田中学、緑陽中学の指定された制服で勉強されるという判断でよろしいですか。

●議長 山本勝昭君 教育長。

●教育長 小林信男君 給食については、最終的に23年度には清水沢小学校、清水沢中学校の共同調理場という形でスタートしますので、中学校でできたものは23年度の場合で言うと清水沢小学校の方に届けるという関係になってきます。

来年度につきましては、清水沢中学校の共同調理場ができて、そこに清水沢小学校、それから緑小学校に運ぶという形態になってきますので、全体としては一つ共同調理場が減るというような形になっていこうかというふうに思います。

また、制服の問題については22年度に入学をする生徒さんからということで、それ以前の2年生、3

年生についてはそれぞれの学校の制服を使っていたかという形で現在、進んでいるものであります。

●議長 山本勝昭君 正木議員、ありますか。

はい、正木議員。

●正木邦明君 はい、わかりました。

それと、通学バスのことなんですけども、今、教育長からいろいろと温かい心遣いというか、そういう中でもって生徒の安心・安全ということを十分に注意されまして、ぜひ通学等について事故のないようよろしくお願いいたしますと思います。

また、今ほど教育長が言われたように、夕張の次代を背負う子どもたちでございますので、立派に育ててあげていただきたいものと思っております。

一応、それで終わります。

●議長 山本勝昭君 はい、要望ですね。

じゃあ、2件目の件で。

●正木邦明君 次に、交通体系についてお聞きいたします。

財政再建計画では、市内の小中学校統合について市内の交通体系の見直しを踏まえと明記しており、平成20年4月の行政常任委員会の報告では小中学校統廃合に伴う地域交通のあり方検討会を設置し、小中学校の通学輸送方法とともに、今後の市内地域交通体系のあり方を検討するというところで現在に至っていると思われま。

市内の交通体系のあり方の検討について、その現状を人口減少や少子高齢化が進む、市内交通体系の柱となっている路線バスの利用者が年々減少する中で、バス会社の経営健全化のため減便や統廃合がなされてきました。

今後、自家用車を持たない多くの市民の日常生活を支える手段として、路線バスの維持存続を図ることが重要であると考えるところであります。

そこで、今、学校の路線バスにかかわる交通体系、安全対策等は先ほどの質疑のとおり進められていると思いますが、地域交通体系の全般についての検討は現在の検討会で進められていると理解してよろしいのですか。

また、その必要性は再生計画を推進する上でも重要な課題と思いますが、その検討の進め方についてお聞きいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 正木議員のご質問にお答えをいたします。

高齢化率全道一となっている本市においては、自らの移動手段を持たない高齢者や子どもたちのため、通院、通学、買い物等の日常の足に欠かせない公共交通を維持していくことが、今後の地域交通体系を考える上で大事な課題であると考えております。

一方で、急激な人口減少、マイカーの普及などにより市内公共交通の利用者は減少しており、また昨今の燃料高騰による経費の増大により、交通事業者の経営は圧迫されている状況であります。

本市においては、公共交通のうち住民により身近な路線バスの維持存続を図るため、平成13年度より夕張市生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱を設置し、国並びに北海道が補助対象としている路線以外の市内路線への補助を行っているほか、70歳以上の市民に敬老パスを配付し、路線バス利用の促進を図っているところであります。

また、市内小中学校の統合に伴う児童生徒にかかるとして路線バス活用による方式を検討しておりますが、これにより新しいバス路線が運行されることから、新たな需要も起こせるものと考えているところであります。

夕張市の公共交通機関として、現在、JR及び路線バスが市内で運行しており、それぞれの特色を活かしながら今後とも市民の活用に使われる路線の維持が図られるよう、行政としても既存の制度を活用しながら、これまで以上に働きかけを行って考えております。

また、高齢者が多い夕張市においては社会福祉協議会等が要介護者や障害のある方を対象に個別の輸送を行う福祉有償運送も一定の成果を挙げていることを鑑み、今後はこうした事業も加味し、役割りを分担する形で総合的な見地から市内交通体系の維持

に努めていきたいと考えているところでございます。以上。

●議長 山本勝昭君 再質問ありますか。  
正木議員。

●正木邦明君 やはり市長が言われたとおり、夕張市もだんだん高齢化、65歳以上、75歳以上、いずれ我々もなるわけですし、そのときは車の免許を返上して公共交通機関としてバス等を利用しなければならないという、何年か後にはそういう時代がくると思います。

そういう中でぜひ、厳しい財源なりそういう市のものがあるでしょうけども、ぜひ市民のそういうところへ目を向けてやっていただきたいものと思っております。

また、デマンド交通システムという、そういうのが昔からあるみたいなので、参考までにちょっと述べさせてもらいますと、タクシーを利用するのは毎日の生活においては住民の負担が非常に大きく、そうたびたび利用できることではないと。そういう観点から、バスと便利でタクシーの安い交通システムが求められている。

このタクシーは、住民が事前に予約をして戸口から戸口へジャンボタクシーや小型タクシー、あるいは小型のバス等を効率的に走らせるという、そういうシステムがあると。

そういうことで、そういう検討ももしよろしければ検討していただきたいものだと思っております。

一応、要望でやめます。

●議長 山本勝昭君 要望でよろしいですね。

以上で正木議員の質問を終わります。

次に、島田議員の質問を許します。

島田議員。

●島田達彦君 通告に従い、一般質問を行います。市有財産の有効活用についてご質問いたします。

1点目は、今までの取り組みとその効果でございます。

19年に再建団体になり、歳入の確保を図るため7月にはヤフーのインターネットオークションを利用

した市有財産の売却を全国に先駆けて行い、土地や公用車など 106 件の落札で 900 万円の売上げがあり、その後、計 5 回行っており、成果を挙げております。

また、昨年、東急リパブル株式会社さんのご支援により、100 件にも及ぶ土地、建物の査定を実施し、8 月の報告をもとに 10 月には一般競争入札、バルク入札など、新しい試みにより職員住宅、土地、老朽化した市営住宅の再利用など、市の職員が半減し、多忙な中、成果を挙げていると評価しているところでございます。

今までの取り組みと、その効果についてお尋ねいたします。

2 点目ではありますが、さらにこれを進めるためにはどのような課題があるのかお尋ねいたします。

本年 5 月に開かれた行政の市民説明会の資料でも、主な検討課題、歳入の部分で市有財産の有効活用、売却促進を挙げております。

昨日の角田議員の質問の答弁の中でも、更地や分譲地の価格は若者向けとして引き下げたいなどの検討をしていきたいとの答弁がありました。その他、具体的なお考えがあれば課題と一緒にご答弁いただきたいと思っております。

また、廃校となった校舎並びに土地の活用であります。

少子化の影響により、小中学校の統廃合が進んでおります。現在すでに 3 校の空き校舎があり、来年度には 2 校、再来年には 5 校閉鎖の方向にあり、合計 10 校にも及びます。

間近に迫っている大きな問題だと、私だけでなく全議員が関心を持っていることと思っておりますが、具体的な提案が未だに示されておられません。

空き校舎、土地の活用にはどんな課題があるのか、合わせてお尋ねいたします。

ご答弁、よろしくお願ひいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 島田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、市有財産の有効活用に関するこれまでの取

り組みとその効果であります。夕張市はご存じのとおり多くの市有財産を保有しており、これまで売却、貸付け等、資産の有効活用を積極的に図ってまいりました。

具体的な取り組みとして、引き合いのある物件については売却を促進するとともに、市民団体等が活用する場合は無償での貸付けを行うなど、遊休施設の有効活用を図っているところであります。

旧夕張市民会館や虹ヶ丘パークゴルフ場は、市民のための施設として自主管理による運営がされており、市民の文化交流や健康増進のための活動の場として有意義な活用がされているのはその一例でございます。

また、土地や建物については売却希望のある物件を中心に、インターネットや競争入札による売却を推進しており、平成 20 年度には 10 件、5,230 万 9,000 円の売却収入がありました。

平成 21 年度においてもすでに 5 件の土地売却を行っており、1,330 万 8,001 円の売却実績があり、再建計画策定時には予定していなかった自主財源の確保に着実な効果をもたらしているところでございます。

また、市有財産の有効活用に関する今後の課題についてであります。現在の全国的な景気の低迷や雇用不安、そして夕張市を取り巻く経済情勢を見たときに、いくつかの明るい話題が出てきてはおりますが、思うように不動産の売却等が進んでいない状況にあり、特に未売却の分譲地を抱えているところであります。

例えば、平成 8 年度から販売を開始した鹿の谷別荘分譲地は売却単価が高く設定されており、区画面積も広いため結果的に販売価格が高くなっていることから、近年売却が進んでおらず、課題となっていることは十分認識をしております。

今後、市有財産の売却を推進していくためには、昨日の角田議員のご質問の答弁で申し上げたとおり、用途廃止をする公営住宅や遊休地、売れ残りの目立つ分譲地については定住対策として販売価格を大幅

に引き下げることを積極的に検討してまいりたいと思います。

次に、閉校後の学校施設の利活用についてでございますが、ご指摘のとおり小中学校の統廃合計画の推進によりまして、今後、7 つの学校施設が閉校となり、その後は行政財産から普通財産に切り替え、管理する見込みとなっております。

これら施設の利活用につきましては、地域住民による利活用や民間への貸付けや売却などを含め、施設の有効活用の方法としてどのようなことが実施可能であるかということを含めた全体的な問題として積極的に検討してまいりたいと、このように思っております。

●議長 山本勝昭君 再質問ありますか。

はい、島田議員。

●島田達彦君 数々成果を挙げられていると思っております。

また、分譲地の価格、どのくらいの設定で考えられているのか、その辺もいろいろありましようが、インターネットですとね紅葉山の区画、平米 5,300 円で売り出して、7 区画売れている。

土地は売れておるんですが、そこに建物を建てなさいとか住んでくださいという規制はないわけなんですよね。ただ土地を買っていただいたということで、建物を建てなさいという条件は付けていないと伺っております。

ですから、条件をどんどん付けていけばいいと思うんですね。土地の価格については、私個人 1 坪当たり 1 万円以下でもいいと思っているほうです。ただでもいいと思っているくらいです。

ですから、安く販売して家を建てていただく。別荘ではなく、そこに住んでいただく、そういう条件を付けていけば安く販売しても市民の理解は得られるのではないかと考えております。そういったことで検討いただきたいと思っております。

●議長 山本勝昭君 島田議員ね、今あの、建物を建てる条件を付されていないということを確認しますか。どうしますか。

その辺も確認したほうがいいですね。

●島田達彦君 まずその 1 点お願いいたします。

●議長 山本勝昭君 総括主幹。

●総務課総括主幹 三浦 護君 ご指摘のありました紅葉山の更地の分譲地については、いついつまでに建物を建てなければならないというような条件は付されてございません。

●議長 山本勝昭君 よろしいですか。

それを聞いてからの先ほどの質問になりますよね。じゃ、それに対しての答弁をお願いします。

はい、市長。

●市長 藤倉 肇君 ただいままでの分譲については今、主幹からあった特に条件を付していないということですが、その後のことについては公式じゃありませんけども、住宅というか店舗を建てるような話を伺っておりますが、今のご質問に対してはやはり土地を売却するに当たっては、目的は定住人口、夕張に住んでくれる人を増やすことが目的ですから、行政としましては私に答弁しましたように土地の価格を、大幅という言葉はどのくらいかはまた精査しますが、土地の価格を下げてもそこに住んでくれるという、住宅を建てる、定住するということが条件ですから、そういうこともやはり考慮しながら土地の販売をしていきたいと、このように思っております。

●議長 山本勝昭君 再質問ありますか。

はい、島田議員。

●島田達彦君 続きまして学校の廃校の利用なんですが、市長は地域住民ですとか民間ですとか、活用を今後考えていきたいというご答弁だったと思うんですが、今まで常任委員会等で廃校になった施設の建物の問題をいくつか各議員が聞いておっております。

一番のネックがその補助金、私自身ですが、別な目的に学校を使用すると、補助金を国に返還しなければならないという認識でございました。

この質問の要旨を提出後、教育委員会に伺い、どういった課題があるのかということをお聞きしたと

ころ、20 年の 6 月ですね、公立学校施設の財産処分手続きの大幅な弾力化ということで、以下の条件をいずれかを満たせば国庫納付金を免除する。国が大幅に制度改正しているんですよね。昨年のうちから国が学校を何とか使ってくれと、制度改正しているんですよね。

現在、3 校あるうちの校舎の利用が今後検討するというのはどういうことなんでしょうか、市長。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 学校の閉校した跡地についての利用については、国の方もたゞいま議員がおっしゃるように非常に条件が緩和されてきていることは事実であります。

しかし、具体的に当市において今の空きのある学校についてはどのように活用するか。実は、昨年も幌南中学の跡地を大手の業者が使用したいということで見学に来ておりますが、実績には至っておりません。

ですから今後、あれだけの広い土地、それから建物、それをどのように活用するかと。たゞいまお話ありましたように、これは夕張市だけでは活用できるものではありません。

ですから、公にインターネット等を通して今後も空き情報を提供し、夕張に進出の企業または団体、もろもろの方法で何とか有効活用をしていくことについて促進をしていきたいと、今のところそのように思っております。

●議長 山本勝昭君 島田議員、再質問ありますか。

はい、島田議員。

●島田達彦君 2 点ご確認いたします。

この免除という部分ですね、10 年以上経過した建物、無償により転用、貸付け、譲渡、取り壊し、カック、相手先を問わない。

民間の企業でも貸付けはできるんですね。

またもう 1 点、有償貸付けの場合は基金を積みなさいということでもいいんですね。無償の場合は相手先を問わないということを 1 点、ちょっと確認させていただきます。

●議長 山本勝昭君 総務課総括主幹。

●総務課総括主幹 三浦 護君 島田議員ご指摘のとおり、平成 20 年 6 月 18 日付けの文部科学省大臣官房文教施設企画部長によります通知によりまして、これまでの体制がさらに免除の条件が拡大改正をされております。そのことは議員もご承知のことかと存じます。

その拡大された条件なんですけれども、国庫補助、学校を建設する際にはほぼ文科省の補助金が投入されていることが多いですが、これを補助事業が入った後、10 年以上経過した建物であれば無償により転用、貸与、譲渡、取り壊し、これは相手先を問わないというところが、この平成 20 年度での規制緩和された点かと承知しております。

それと、今お話ありましたとおり、2 番目としては民間事業者等へ有償により貸与、譲渡する場合には、国庫納付金相当額以上を学校施設設備のための基金に積み立てなさい、こういう中身の弾力が図られているということでございます。

●議長 山本勝昭君 わかりましたか。

はい、島田議員。

●島田達彦君 まずその 1 点、確認させていただきました。

したら、無償により転用、貸与、譲渡、取り壊し、相手先を問わないということで、民間企業でもほとんど活用できるということで理解いたします。

そこで、夕張市財産条例第 5 条ですね、普通財産の譲渡、譲与または減額譲渡の場合であります、ここの第 1 項ですか、公用もしくは公共用または公益事業とか公共団体に譲渡するときと書いているんですが、こういう条例でも大丈夫ですか。民間に無償で対応するというのは、条例上問題ないんでしょうか、大丈夫でしょうか。

●議長 山本勝昭君 総括主幹。

●総務課総括主幹 三浦 護君 たゞいまお話のありました夕張市財産条例第 5 条の第 1 項の解釈でございますが、普通財産を国または他の地方公共団体その他公共団体とございますので、民間事業者には



はこれは該当しないのかというふうに思います。

●議長 山本勝昭君 島田議員。

●島田達彦君 そうなりますとね、条例上不備があるんですよね。それは間違いないですよ。

国では民間でも誰でもいいよとたっているながら、夕張の条例がだめですよ。そうしたら、条例改正していかなければならないですよ。

その辺はどのようにお考えでしょうか。

●議長 山本勝昭君 答弁調整のため、暫時休憩します。

---

午前 1 1 時 1 7 分 休憩

午前 1 1 時 2 0 分 再開

---

●議長 山本勝昭君 それでは会議を再開いたします。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君 今回の島田議員からご指摘のありました財産条例の件でございますけれども、これについては条例の不備ということではなくて、手続き的なことだと思います。

財産条例に載っているのは、一定程度決めている範囲というのは国とかあるいは同じ地方自治体、そういったところでですね無償の譲渡はできますという、条例上で決めていると。

そのほかの、例えば今言った民間のそういうところにそういう行為をするということになれば、これは自治法にまたもう 1 回戻ります。自治法の 237 条ですか、これは財産の管理及び処分というところにありますけれども、そういったところには具体的な、ケースバイケースにおいてそういったことは財産条例上でできない部分が出てきたときには議会の議決を経て、意見審査ということになりますけれども、そういった手続きで譲渡ができるということでございますので、法律あるいは条例の中でいきますと特に不備があるということではこちらでは解釈していませんので、実際としてはそういう行為ができるということで考えております。

●議長 山本勝昭君 島田議員。

●島田達彦君 私も地方自治法読まさせていただいて、238 条の 5、普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができるということで、そのままの解釈でよろしいんですね。

私権ということは、民間企業並びにこっこのほうに先になって、夕張の条例は大丈夫なんですよ。

(発言する者なし)

●議長 山本勝昭君 はい、島田議員。

●島田達彦君 時間もかかるとお思いますので、次に開かれる常任委員会等で・・・。

●議長 山本勝昭君 島田議員ね、今質問していますから、それはやっぱり答弁もらわなかったら、また。

〔「はい、わかりました。失礼しました」と呼ぶ者あり〕

ちょっと待ってください。

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

---

午前 1 1 時 2 2 分 休憩

午前 1 1 時 3 2 分 再開

---

●議長 山本勝昭君 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君 島田議員のご指摘の部分でございますけれども、まずご指摘のあった自治法の 238 条の 5 で普通財産の管理及び処分ということがございまして、それについては普通財産の貸付けとか云々についてですね、あるいはもろもろ、私権を設定することができるだとかというような、普通財産についての規定でございます。

それで現状、当然、法と法に基づく各自治体の財産条例というのがございまして、市の財産条例もですね地方自治法の規定以外、別の定めるものを除くほか、この条例で定めるということで、これについては先ほど申し上げましたけども、財産条例の第 5

条については国及び地方自治体あるいは公共団体、そういったところには無償譲渡ができるという、そういったものをまず 1 項目設けて取り扱いをしていると。

それで、例えば今言ったような民間に財産を譲渡するというときには、これも自治法の 96 条とか、地方自治法に戻って個別の議会の議決を経てそういう行為をするということになっております。

ですから、条例上の部分ではこの民間の譲渡にかかるものについては支障はないということで考えております。

よろしくをお願いします。

●議長 山本勝昭君 島田議員。

●島田達彦君 今のご答弁聞きまして、学校問題かなり、僕が考えていたハードル、本当に棒高跳びで道具でも使わなければ飛び越えられないのかと思っておりました。かなりこれでハードルが下がったと、私自身は思っております。

今後、その低いハードルでもやはり課題はあると思います。その課題などを整理していただき、次回の常任委員会等でまた改めてご報告していただきたいと思っております。

●議長 山本勝昭君 島田議員ね、今ちょっと最後までよく理解できないんだけど、常任委員会でもちろんまた議論はさせてもらうということによろしいんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

今の、理事者側から報告されていますから、その部分では了解したということによろしいですね。

それで、次回の常任委員会というのは、常任委員会でもって議論する場があるとすれば、その場でまたやらせていただくというふうに判断してよろしいですか。

それをはっきり言ってもらったほうがいいのかと思います。

そういうふうに判断してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい。

それでは再質問ございますか。よろしいですか。

それで、今、島田議員からも申し上げましたこの点については今後また継続で審議しなきゃならない部分も結構あると思いますから、常任委員会を通しながらまた議論を深めてまいりたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、島田議員の質問を終わりたいと思います。次に、伝里議員の質問を許します。

伝里議員。

●伝里雅之君 通告に従い、一般質問いたします。し尿処理場、じん芥埋立処分場について質問いたします。

これまでも、本会議、常任委員会などでこれらの問題を質問させていただいています。その中で、し尿処理場は大規模改修、下水道施設との供用であるミックス事業、新しく建設という三つの選択があり、じん芥埋立処分場は近隣市町村と広域での処理、現在の施設の延命化、大夕張地区のダム建設にあわせた埋立処分場の国と共同建設という考えが示されました。

一番いい方法を選んでいくという報告を受けていますが、し尿処理場については老朽化が著しいことから、施設整備について検討されていると思います。

本市において必要不可欠であるし尿処理場の整備方法について、一定の方向を決定しなければならないときにあると思います。

また、おおむねあと 10 年とされている富野じん芥埋立処分地について、細かい分別を実施し、リサイクル社会にも貢献しつつ、延命化を図ることが必要だと思いますが、将来的にも必要な施設であるため、建設について計画しなければなりません。

いずれも市民生活に直結している施設であり、市民の安全・安心、特に衛生健康にかかる安全・安心にとって非常に大きな問題である事業だと思います。

財政再生計画に向けた検討状況では、一般廃棄物最終処分場の建設、し尿処理場の建設などが出されています。

そこで、今回質問させていただくのは、まず財政

再生計画作成においてし尿処理施設、じん芥埋立処分地をどのような形で盛り込んでいくのかをお聞きします。

次に、その事業にかかる予算、経費はどのように考えているか、あわせてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 伝里議員のご質問にお答えをいたします。

し尿処理場及びじん芥埋立処分地についてどのように再生計画に盛り込むか、また、その予算はどのように考えているのかと、こういうご質問でございます。

始めにし尿処理場の施設整備であります。本市においては下水道施設整備の拡張が困難な状況から、し尿処理場は必要不可欠であり、財政再生計画の主要課題として検討協議しているところであります。

方向としては、新設、現施設の大規模改修、下水道終末処理場の活用と、大きく 3 つの方法が考えられます。

現施設の大規模改修については老朽化が著しく、耐久性など将来的な問題があり、また下水道終末処理場併設の場合、新たな水利権の取得、建設用地の確保、さらには生活環境への影響や、施設の維持管理が複雑となるほか、下水道投入による費用負担などの問題があります。

これら諸問題について、実情に見合った処理能力と処理方法、将来的な維持管理や補修費の抑制などが図られる施設として、既存施設に隣接した新たな処理場を建設する方向で財政再生計画に盛り込み、将来において安定したし尿処理の確保と管理運営を図ってまいりたいと考えております。

また、富野じん芥埋立処分地であります。人口の減少、資源ごみ 7 品目の分別収集、ごみ処理有料化などによりごみの排出量が減少し、埋め立て期間を大きく延長し、使用しておりますが、今後新たな分別を行わず、現行の一般ごみと粗大ごみの埋め立てを継続した場合、おおむねあと 10 年、平成 31 年

度で埋め立て終了となる見込みであります。

これらの見通しの中で、多額の建設費を投じる前に、使えば資源となるごみを分別し、一般ごみを少しでも減量することが埋立処分地の延命につながるものであり、同時に資源の再利用による循環型社会の形成が推進されるものと考えております。

その対策の一つとして、平成 22 年度の夏以降に実施を予定しているプラスチック及び紙製容器包装並びにダンボールの 3 品目の分別収集を実施することにより、埋立処分場を平成 36 年度まで延命することが見込まれ、さらにし尿処理施設建設にあわせた生ごみの分別収集を実施すると平成 39 年まで延命できるものと見込んでおります。

したがって、新たな埋立処分地を建設する場合、使用開始まで数年要することから、これらを勘案し、建設に必要な事業を財政再生計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、これらの建設に係る事業費についてであります。これは補助金及び起債の活用など、着実に施設整備が実施できるよう財源確保を図り、財政再生計画に反映してまいりたいと考えております。

以上。

●議長 山本勝昭君 再質問ありますか。

伝里議員。

●伝里雅之君 来年夏以降の廃プラスチック、紙製容器包装、ダンボールの分別収集に取り組むということで、市民にとって一般ごみが減少するということは処理手数料の軽減になることから、非常にいいことだと思います。

使えば資源という循環型社会のためにも、また何より処分場の延命につながるということもすばらしいことだと思います。以前の一般質問で要望した事業が実行につながっているということで、うれしく思います。ぜひ着実に実施していただきたいと思っております。

生ごみの分別収集ということですが、それと汚泥処理についてちょっとお伺いいたします。

家庭の浄化槽から出される汚泥はし尿処理場で処

理されているようですが、下水道終末処理場から出される汚泥は市外で処理されています。

20 年度決算書には、汚泥処理で 530 万ほどかかっていると出されています。建設されるし尿処理場で下水道終末処理場の汚泥は処理できるのでしょうか。

もう 1 点、先ほどのご答弁の中でし尿処理施設建設にあわせた生ごみの分別収集を実施すると 39 年まで延命できる予定とありましたが、その新設されるし尿処理施設で処理する生ごみの収集と処理施設はどう関係するのか、どのような施設を計画しているのかご答弁よろしく願いいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 答弁いたしますが、今考えております新たな建設予定の施設は、先ほど申し上げました循環型社会の形成を目的とした汚泥再生処理施設で、これは国庫交付金の事業であります。

どんな事業かと言うと、し尿と浄化槽汚泥、生ごみ、これらのものを高度な処理によりまして資源化する施設であるわけです。3 つのし尿、浄化槽汚泥、生ごみなどを処理のし方、酵母処理によって資源化する施設であり、し尿や浄化槽汚泥のほかにもただいま言いました各家庭とか事業所から排出される生ごみもあわせて処理することができ、今、市外に私どもが運搬し、処分しておる下水道終末処理場の汚泥、これらもあわせて処理できるという、こういうももでございます。

こうすることによりまして、冒頭言いました埋立地の延命と下水道事業の経費削減にもつながります。

この高度処理、こういうやる施設ですね、汚泥再生処理施設、これらについてはこれからも、今実際に使っておるところなどをよく調査してみたいと思いますし、結果的にはこの再利用は肥料ですね、堆肥、作物の、そういう肥料として再利用できということなので、これについては他市の状況などをよく調べて今後検討していきたいと、このように思っております。

●議長 山本勝昭君 再質問ございますか。

はい、伝里議員。

●伝里雅之君 先ほども言いましたけども、ごみ問題は市民の安全・安心、本当に大事なインフラだと思っています。

ぜひ着実に実施していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に入ってよろしいですか。

●議長 山本勝昭君 はい、どうぞ。

〔議長、若干答弁漏れがあるかと思いますが、よろしいでしょうか〕と呼ぶ者あり〕

はい、どうぞ。

●角田浩晃君 今、伝里議員の質問の中にですね、今、隣接して隣に新たなものを建てるというひとつの方向性が出ました。今、もろもろのことも含めて高度な技術の中でやっていくと。

その中で、伝里議員の質問の中でこれらの施設の予算、どのくらいの費用を見ているんだという項目があったかと思うんですが、そのことについての答弁がなされていないと思いますがいかがでしょうか。

●議長 山本勝昭君 伝里議員、確認しますけども、新しい施設の予算ということで伺ってよろしいですね。

はい、再生室長。

●地域再生推進室長 石原秀二君 お答えします。

予算というご質問ですけども、予算というのはご存じのとおり議会の議決を経てということになるものですから、ここでは事業費見積額ということでお答えをさせていただきます。

まず、し尿処理場につきましては市長の今の答弁にもありました内容ですけども、1 次集計に盛り込んでいる事業につきましては当初、し尿を前処理し、希釈液を下水道に投入するための施設ということで、下水道終末処理場の隣接地に建設をすると、こういう計画でございました。

それで、1 次集計におきましては事業費 7 億円を見込んでいるところでございます。

しかし、この整備計画ではいろいろと課題がまだあるということで、その後、検討をしてみたいと思います。その結果、現在、汚泥再生処理センター新設の

方向で検討中でございます。事業費につきましては、現在、精査を行っているという状況にありますので、ご理解願います。

次に富野じん芥埋立処分地施設でございますけども、これにつきましては延命化ということがありますので、今後リサイクル品目の増加等により延命化を図りつつ、新たな一般廃棄物最終処分場を平成 39 年度供用開始する場合と設定した場合、建設にかかる必要な調査設計経費、これはその数年前にやらなければならないということがありますので、34 年から 36 年くらいまでの間というふうに考えまして、事業費、調査設計委託料として約 5,500 万円、これを 1 次集計に盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

●議長 山本勝昭君 伝里議員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問に移ってください。

●伝里雅之君 産業廃棄物最終処分場についてお聞きいたします。

現在、紅葉山地区に建設予定の安定型産業廃棄物処理施設の設置申請が北海道に申請され、夕張市においては設置事業者と公害防止協定を締結したところ です。

設置申請書の縦覧が 9 月 7 日まで行われました。

本施設の設計に当たっては市民にとって、また、夕張川水系の流域に住む住民にとっては不安なものがあります。

夕張市が事業者と交わした公害防止協定書を確実に実行させるためには、情報の公開や施設の状況把握などが絶対必要と思われま す。

今後、市民の安全・安心を守るために市としてどのように取り組んでいくのか、ご答弁よろしくお願 いたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 産業廃棄物最終処分場の管理運営にかかわり、夕張市が処分場設置事業者と締結した公害防止協定書について確実に実行させていくためにどのように取り組んでいくのかというご質

問だというふうには受け止めました。

ご質問の施設については、市内紅葉山クルキ地区に設置予定の産業廃棄物最終処分場、種類としては安定型産業廃棄物最終処分場であります。

平成 21 年 7 月 27 日に北海道と設置申請者との事前協議が終了し、7 月 30 日に事業者より設置許可申請書が北海道に出されました。

これを受けて、夕張市も設置事業者との間で締結する産業廃棄物最終処分場にかかわる公害防止協定書を 7 月 31 日に締結したところであります。

この協定書においては、施設に対して情報の公開を求めることができ、市は必要と認めるとき処理施設に立ち入り、必要な検査を行い、その結果を求めることができるとともに、さらに周辺住民の立ち入り調査もできるものであります。

また、許認可者である北海道においても法に基づいた立ち入り検査を行うとともに、適正な措置がされない場合、改善命令、措置命令が下されるところであります。

市としても、産業廃棄物最終処分場にかかわる公害防止協定を確実に実行させていくために、これら施設への立ち入り検査の詳細事項について、別途設置事業者と覚書を交わし、施設に対する情報の把握に万全を期するよう取り組んでまいります。

以上。

●議長 山本勝昭君 再質問ございますか。

はい、伝里議員。

●伝里雅之君 市長が今おっしゃられました覚書の締結、交わすことですが、ぜひ情報の公開を迅速に行っていただきたいと。

市民の立ち入りも大切なんです、正直言って市民が見に行っても何が捨てられて何が悪いのかきつと理解できないと思うんですよ。

それで、市としてただ覚書を交わすのではなく、言い方は変かもしれませんが定期的な抜き打ち検査と言うんですか、市としてそれに取り組んでいただいて、その情報をすぐさま公開していただきたいと、要望になりますけれどもお願いしたいと思 います。

それで、最後にニセコ町の町長になられました片山健也さんがこう言っています。一般廃棄物処分場建設を巡り反対運動が起こると、関係者とのファックスやメモ、すべてを公開して議論し、議論をしたことで反対派の信頼を得たということです。オープンにすれば、結果的に労力は少ないと実感したとおっしゃっています。こういうことが大切なことだと思うんですよ。

情報をすべて公開することによって、何か隠しているんじゃないかという不安が反対につながる、疑心暗鬼になっていしまうということですので、ぜひ何度も申しますが情報公開していただきたいと、お願いしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

●議長 山本勝昭君 最後のは要望でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、伝里議員の質問を終わります。

なお、お諮りしますけども、ちょうど昼食休憩に入りますので、加藤議員の質問は午後 1 時から再開したいと思います。

休憩いたします。

---

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

---

●議長 山本勝昭君 午前に引き続き、会議を続けます。

それでは、加藤議員の質問を許します。

加藤議員。

●加藤喜和君 一般質問の最後となりますけれども、通告に従い質問させていただきます。

今回の議会の大きなテーマは、8 月 25 日に常任委員会に、また、9 月の広報でも市民に周知された再生計画に向けた検討状況とその 1 次集計、いわゆる再生計画の懸案事項であるというふうに思います。

今回 4 指標が示され、私も公式にも再生計画の歩みをさらに確実なものとしていかなければならない、

そんな決意を持ったところであります。

この 1 次集計は、国に対しても北海道を通じ報告されているというふうにお聞きしておりますけれども、6 月議会において市長に再生計画を策定する上で早い時期に懸案事項を示していただきたいと要望していたところであり、その点では議会も含めて市民もこの情報を共有することによって、これから論議が進められるということで評価しているところであります。

そのことを受け、今回 6 名の議員もその基本的考え方や具体的重要事項について、昨日、今日市長と論議を深めたのではないかとこのように思います。私も、これらの再生計画の懸案事項を推進するためにも必要であり、この計画の重要な位置を占める行政機能と体制の確立の 2 点にわたって質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初の行政機能についてであります。前段、行政と議会の役割りについて市長はどのように考えておられるかということでお尋ねいたします。

今さらという感もありますし、改めてここで法の解釈を市長にお聞きするつもりはございません。今、この夕張が難局を乗り越えるに当たって、これまでの検証も含めて行政と議会がどのような役割りを果たさなければならないのかということでもあります。

市長は常々、行政と議会と市民が一つになってというふうにお話をされております。私もまったく同感であり、賛成であります。

再生に向かって、行政、議会も含めて市民が一丸となって行動することは、私たち議員 9 名のテーマでもあります。

そこで、一つにまとまって行動するためには市民の理解と納得が必要だというふうに思います。すべての市民がすべての内容について納得するということは、これはなかなか不可能なことだというふうに思います。そのために果たす議会と行政の責任。私は、行政は政策、事業の説明責任であろうというふうに思いますし、議会はそのことに対していろいろな様々な角度から政策、事業評価を論じるという

責任であるというふうに思います。

この議会もそうですし、常任委員会もそうだと思いますが、その論議の経過を市民に情報発信する役割が重要で、必要ではないかというふうに思っています。

市民の不安を少しでも解消し、議員としての疑問を質し、その納得の上で行政、議会、市民が行動できることになるのではないかというふうに思います。そのことが市民の、夕張の総意として国を動かすことになるのではないかと考えます。

行政と議会の役割りについて、市長の思いも含めてお尋ねをいたします。

そこで、その役割りを発揮するためにも、議会の機能、議員、私どもの資質を高めることはもちろんですが、行政としてもその機能の強化が求められているというふうに思います。

昨日、今日と議論してきた多くの懸案事項のどれをとっても多くの重い課題であります。しかし、この再生計画を昨日の角田議員とのやり取りがあったように、明日の夕張のまちづくりのビジョンをしっかりと描き、その解決を一つひとつ進め、夕張の再生を果すためにも、行政機能の強化が欠かせないというふうに思っています。

そして、これまでどおりの市民の行政サービスをさらに進めて、長期にわたってこれを推進していくのは、ほかならぬ行政職員であります。

取り分け、重要な再生計画スタート時半減した職員の混乱の中で、今、どう機能させ、行政能力を發揮していただくのか。

私は、ひとつには職員の絶対数の確保であると思っています。この点については次の質問で具体的にお聞きをさせていただきますが、特に夕張は超高齢化であり、広域分散型の地域であり、公的な管理住宅を多く抱える等々の特殊性があり、通常の自治体では考えられない今、環境にあるというふうに思います。

そうした中で、再生計画を推進するために、今、行政機能の強化が求められていると思っておりますが、こ

のことに對する市長のお考えをお聞きいたします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 ただいまの加藤議員のご質問にお答えいたします。

私の思いもあわせて答弁させていただきますけれども、まず第 1 点目の行政機能についてのご質問ですが、財政再建下にある当市において今後最も重要なことはやはりただいまおっしゃいますように、夢や希望の持てるまちづくりの具体的な方向性、ビジョンを示し、市民の皆さんに安心、安全を目に見える形で示していくことが重要だと思っております。

現行の財政再建計画を実施していく上では、こうした将来に向けたまちづくりの具体化は困難であります。このたび策定する財政再生計画にはそうした方向性を示す事務事業について具体的に反映していくことが重要であると思っております。

そこで、ご質問にある行政と議会との役割りについてですが、私は行政が議会に対し様々な政策や制度の実施に関しての提案をし、議会としてそれを議論、チェック、決定していくという本来のシステム上の関係それ以上に、当市が今置かれている状況を踏まえ、地域の再生に向かっていくという体制をどう良好に構築していくかということが重要であるというふうに考えております。

財政再生計画は、今後将来に向けて夕張市のあるべき姿を左右する重要な計画であり、財政再建と地域再生をどう併行して進めていくかという点が大事であります。

そこには、将来を見据えた様々な行政課題、地域の懸案事項、これに具体的に取り組んでいく方向性が必要であります。

市政の主役である市民と、その市民の代表である市議会との連携強化を図ることで、非常に精度の高い計画づくりが可能となりますし、財政再生計画はそのことが重要であると私は思います。

今後ともこういう基本的考え方に基づき、行財政運営を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2 点目のご質問にありました行政機能の強

化についてであります。ご指摘のとおり、財政再生計画を財政再建と地域再生に取り組んでいくための計画と位置づけ、その基本線に沿って作成することは言うまでもありませんが、作成してゴールとなるわけではありません。

よりよい計画作りは、よりよいまちづくりと市民生活の安定に向けて実行されなければならず、具体的な政策、制度の実践が必要となります。

このためには、必要な体制確保が重要となります。地域再生に向けての体制づくりであります。

当市の行政体制にかかわる課題については、これまで幾度となく市民をはじめ、市議会とも議論を交わしてきましたが、行政運営を基本としつつ、新たなまちづくりを推進していくためには、そのエンジンとなる職員の確保をはじめ、その機能を高めるための日常的な点検や研修などが必要です。

職員が日常的な本来業務に取り組む中で、研修制度の活用などを通じて能力向上に努めていくことが可能となるような体制が必要と考えており、そのことが最小限の数で最大限の力量を発揮する、こういうことにつながると思います。

今、重要なのは、そうした環境を整えるに当たって必要な職員数をしっかりと確保することであると強く思っております。

以上。

●議長 山本勝昭君 再質問ございますか。

加藤議員。

●加藤喜和君 いわゆるこれからの再生に向けて、再建、さらに夕張を再生させるためのことも含めて進めていかなければならない。基本的な部分については、まったく私も同じであります。

そういう意味で、先ほど言いました行政と議会と市民がという意味で、やはり行政と議会が十分論議をし合ってそれを作り上げていかなきゃならないというふうに私も実感しているところであります。

それで、先ほどから言っています行政と議会の役割りの中で、こういう場を通じていろんな課題、いわゆる市民の不安に思っていることや疑問に思っ

ていることをやり取りすることによって、その市民の情報が開示をされていくのではないかというふうに思っていますので、そういう形をどんどんやっけていかなきゃならないというふうに思います。

今日の論議も昨日の論議も含めて、やはりまだ不十分な部分があるのではないかというふうに思います。それらを進めていかなければならないというふうに思うんですが、そこで1点、これは意見になるんだというふうに思いますけど、先ほど言いました市民への情報の発信の大きな要素ということでもありますけれども、今回の再生計画の1次集計でも市は150億円が解消できない状況が見込まれているが、赤字が新たに増えるものではないというふうに説明をしています。私もそのとおりだと思います。

私は、当初の353億円というのは返済をしていくんです。さらに、夕張を再生するためにはいろいろな投資をしていかなきゃならない。市長も言っていると思いますけど。それが150億、今の試算では必要なんですということだというふうに思います。

ですからこれが、150億が今の段階で赤字ということには表現としては当然ならないというふうに思うんですが、いろんな形の中ではそういう表現をされてですね、市民に流れている部分もあるのではないかというふうに危惧をしているわけですけども、この150億にしてもその金額が妥当かどうかという問題もあるでしょうし、今考える範囲で150億が財源が不足するというのも、昨日も市長が言っておりましたいろんな努力を重ねて、夕張の必要な部分という訴えをする中でですね、いろんな手立てが今後考えられるのではないかというふうに思います。

そういう意味では、これからの議会も含めての論議に待つところなんだというふうに思いますけれども、昨日も市長もこれ原則論でしょうけども、そのことによって市民に基本的には負担をかけないんだと。これはいろんな状況の中で、受益者負担という部分で必要な、私が必要なものとするればそれだけの対価を払いますというのは当然あることで、受益者負担というのはまた別の論議でしょうけど、今言っ



た投資にかかわっているような問題を駆使して、市長は解決をしていきたいというふうに、私は昨日、聞いています。

ただ、実はこれはいい悪いの論議じゃないんですけども、この再生計画の懸案事項についてということで市民の方にアンケートを取っているように聞いております。

その中で、こういう問いかけをしているというふうに聞いているんですが、150 億の赤字が増えますと。これを市民の方は、あなたはどう思いますかという投げかけをしているというふうに、定かではない、私が直接聞いたわけじゃないので、受けたわけじゃないので定かじゃないんですけども、そういう意味でのものが市民に広がっていくと当然、私に150 億の赤字増えますけどどうしますかといったら、私はそんなのダメだと言うのは当たり前だと思うんですね。

それをこれから十分市長と、行政と私たちが論議をしていって、その150 億とは何なんだと、そういう論議をぜひしたいと思いますし、昨日、今日の論議がそうであった。し尿処理にしても何にしても、交通体系にしても相当の重い課題をこれから、だけどこれを実現しなきゃならないわけですよ。

そういう意味で、それらをやり取りしていきたい、このように思っております。これについては私の思いでありますから、質問の中身とは違うことですので、そういう意味で議会と十分論議をしたいと思いますという趣旨で、1 番目お聞きをさせていただきました。

それで、市長の方からもいわゆる職員というか、エンジンであると。職員の確保が絶対必要であり、さらには職員の行政機能を高めるために研修等が必要になってくる、こんなようにお話をされました。

それでちょっと何点か、私の考えも含めながら提案をしていきたいというふうに思っていますが、この夕張の状況にあっているような特殊性というか、広域であるとか高齢者が多いですとか、分散している、それから公営住宅の大量の市が管理しなければならない住宅があるとかというのは、これはなかなかほ

かのまちではない状況なんですけども、それ以外にもやはり夕張の特殊性というのが今の現状に置かれている部分ではいろんな課題があるのではないかとというふうに思っています。

それで、ひとつは経験を積んだ職員の方が19年の再建計画スタート時点で半減したと。そういう中では先輩のというか、職員の方の行政のノウハウも含めて、それから行政の中身も含めて十分に継続性が保たれて再建計画がスタートしたわけではないというふうに思います。これは市長も感じていることなのではないかというふうに思いますけど、そういう意味では今いる30代、40代の職員の方が中心となってこの計画を、15年になるのか20年になるのか別として、この方々が中心になって完成させなければならない、そういうことだというふうに思いますし、20代の人には職員の資質を高めて、先ほど市長が研修と言いましたけど、資質を高めてそれに続いていってもらわなければ、先ほど市長も言いました実行と実践が伴わなくなるということだというふうに思います。

それともうひとつは、これは議会の方でも提案しているんですけど、住民自治基本条例を作りたい。これは議会だけで作れるものではないんですけども、作ってほしい。そうしますと、住民自治基本条例というのはどちらかという議会は何をしなさい。行政は何をしなさいという、しなさいという規定が主な部分だと思うんですね。

そうすると、今以上に職員に対する負担が伴ってくるというふうに思います。だけど、これは避けては通れないことだというふうに思います。

それと、市民が今、自立しようとしているいろいろな活動をしていただいている。それを行政職員の方が受け入れ、対応していかなくちゃならない。そういう状況にあると思いますし、それから市民の方がそういう中で行政に参加するためのいろいろなシステムを作っていかなきゃならない、こういう問題もあるのではいかというふうに思います。

じゃあ、そのシステムの部分で言うと、昨日もち

よつと論議あったんですが、6 月の議会に私が質問した中で市長はこんなふうに答えているんですけども、市民の声をどう吸い上げるか、継続的な情報を得るために今後検討し、議会とも相談したい、これ 6 月議会の答弁ですね。

それで、まさしく今回、新山議員の質問の中で市民の声をどう捉えるのかという論議があったというふうに思うんです。

それで、これは具体的にひとつの例なんですけども、パブリックコメントということでひとつの例としてお話しますが、今日も伝里議員から話のあった産廃の部分で道が道民に問いかける制度。これがパブリックコメントと言われるものだと思うんですけど、一定期間縦覧して道民の意見を求めるということですね。

このパブリックコメントというのは、市が施策や制度を導入するに当たって市民にどうでしょうという問いかけるといふ制度。これはひとつの制度ですから、これがすべてではない。アンケートを取るといふこともあるでしょうし、住民懇談会をするといふのもそうでしょうし、市民から聞き取るという言い方はいろいろあると思うんですけど、制度としてこういうふうに打ち出すことによって、市長がこういう政策をしたい、議会にも説明する。で、市民にも詳しく説明をして、そのことがいいか悪いか、何か問題はないのかという問いかけをする、意見を求める。これもひとつの、市民の意見を吸い上げる制度ではないかというふうに思います。

そういう制度があることによって、市民はそういう機会に私は市にものを申し上げられるんだということがあれば、ひとつの市民の安心感にもなるでしょうし、私たちは市民がどこに何を言えばいいのかというものがなくて、自分の心の中で不満がうっせきするのではないかというふうに思います。

そういう声を出せる制度を作ってやることも、今言った市民を吸い上げることにはなるのではないかというふうに思います。

そういう意味では、こういう議会の論議も含めて

ですねそういう制度を作っていく、これはひとつの提案とさせていただきますが、必要があるのではないかと。そのことを仕上げるためにも、やはり行政機能がしっかりとそれを構えてあげなければならないのかと。これは、再建計画の中で特段大きな金額を伴うものではないというふうに思います。

私も常に申し上げますけども、財源を伴うことだけが再生計画に盛り込むことだけではなくて、ソフト面も含めて市民が参加しやすい、声が発しやすい、そういう制度をつけることも、また一方でこの再生計画を市民が理解をいただくためのひとつの方法論ではないかと、そんなふうに思いますので、これはひとつの提案としてお話をさせていただきたいというふうに思います。

もう 1 点、普通の自治体と言ったら失礼ですけども、公務員というのはやはり法律や予算や上司の命を受けて仕事をするんだというふうに思います。それが通常の地方自治体の行政職員の役割りだと思うんですけど、ただ夕張に限ってはそれだけをしているだけで夕張は再生しないと私は思います。

法律を違反すれと言うつもりはないですけど、先ほども法律の解釈の論議がありましたけど、違反するつもりはないですけども、それらを乗り越えて政策立案能力を発揮していかなきゃならないと思うんです、職員の人方が。それもやはり重要なこと。これやはり、ほかの町でも当然なんだろうけれども、特に今の夕張において重要なことではないかと思えます。

それで、先ほど市長が研修という話をしました。これは提案と言っても特段の提案じゃないんですけど、実は議員の方にもこんな研修がありますよということで書類をいただいているんです。

地方自治の関係の神原先生とかですね、大学の教授だとかどこかのまちの職員の方がこういうことを実践していますよということなんです。これはたまたま今回、札幌で開催されるということで見ただんですけども、1 泊 2 日というか泊まるのは別として 2 日間で、2 万 5,000 円の負担金がかかるんですよ。

今、職員にも研修をするといっても、どこかに行かなければならない。それから、研修にかかわる経費がかかる。そういう意味では、これ議会もそうなんですけども、市長もいろんな知識人の既知を持っていると思うので、そういう意味でできれば無料で夕張に来ていただいて、職員が終わった時間、1 時間でも 2 時間でもそういう、過去に確か市長スタートした頃に何回かやられたと思うんですけども、なかなかこれお金をかけて職員が出向いて行くというのは、今の状況では非常に難しい。

そういう意味では、ぜひとも夕張に迎えて、できれば夕張に協力するという事で、ボランティア的に特に行政のノウハウや議会のことも含めて教えをしていただけるそういう人を、これは議会としてもぜひどなたかどういふ方がいたら進めたいと思うんですけど、市長の方でもぜひそういう思いを持って、なかなか出向いて行く、お金がかかるとなると大変だと思いますので、そういう対応をしたらいかかというふうに思いますので、一応提案になりましたけど今言った研修のこと、それから市民の考えを吸い上げるパブリックコメントというたまたま例を挙げましたけど、それについても市長の方で思いがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

長くなって申しわけございません。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 いろいろとご提案、ありがとうございました。

今、加藤議員がおっしゃっているように私も、話はちょっと前後しますが、今の行政体制。ご存じのように、多くの先輩諸氏が辞められまして、今残った若い職員、優秀な職員ですけどやっぱりその体験、経験、こういうことが大事なことなので、そういう意味で職員の皆さんの研修というか質の向上を図るためにいろんな研鑽が大事だと、これはまったく同感でありまして、職員の皆さんにも私は積極的に提言、提案、行政に対する、また自分の部門においても積極的な提案、提言を私も推進しているところがあります。

そんなことを含めて、職員の研修というのは将来への投資だと思いますので、今、議員がおっしゃるようにお金をかけるだけじゃなくて、いろんなつてを活用しながらそういう職員研修についてもやっていきたいと思っています。

それから、昨日、今日といろいろ議員の皆さんからご意見をもらって、私も今、痛切に思っていますのは、やはり市民の情報公開、それから市民の声を大きな耳で聞きますと、こういうことを自分の政策として掲げているわけでありまして、この市民の声の捉え方ですね、今パブリックコメントとかいろいろありましたけども、市民の声の捉え方についてどうしていったらいいのか。制度上どうするかということについていろいろ検討して、市民の皆さんの声が聞けるように、また行政の思いが市民に伝わるようにいろいろ研究していきたいと、このように思っております。

ありがとうございました。

●議長 山本勝昭君 再質問ございますか。

加藤議員。

●加藤喜和君 住民自治基本条例を 2 年以内に作ると私が約束しておいて、市長にどうだと聞くのもおかしいんですけども、おそらくこの住民自治基本条例にはそれらのシステムですとか、方法というのは謳っていかなきゃならない問題だと思いますので、これはぜひとも議会としても取り組みたいと思いますので、ともに勉強しながら、なかなかこれじゃあ職員の方作ってくださいと言っても、自分の今与えられた仕事をどうするか、再生に向かってどうするかということで大変な部分だと思いますので、ぜひとも私たちもそれに向かって、議員としてもいきたいと思っていますので、お願いします。

それと、今、研修のことでも言われましたけど、道の職員も含めて全国からの先進的な政策のものを持った、能力を持った職員の方が来ています。

おそらく、先ほど島田議員が質問しましたけども、今までいろんなことを行政は手掛けて機能を発揮してきていると私は思います。市有財産の公売等々含

めていろんなことを、私どもが聞いたことのない新しい言葉をどんどん出てきています。それは今の職員の方の身体に身に付いているというふうに思っていますけども、そういうのはやはり道から来ていただいた職員が中心になって、こういう方法あるぞということでやってくれているんだと思うので、それも本当の実践を通じた勉強だというふうに思いますのでね、そういう面では道から来ていただいている職員の方、それから全国から応援にいただいている方、これも 6 月に市長とやり取りしましたけどこういう人方の能力と言ったら失礼ですけど、知識をですなぜひ私たちが吸い取って帰ってもらう、そういうふうにしていただければなというふうに思います。

当然のごとく、サポートセンターで夕張の応援をいただいている先輩職員の方、OBの方もおりますので、そういう力もいただくべきではないかというふうに思います。

要望ですので、次の……。

●議長 山本勝昭君 要望でよろしいですね。

それでは、次の件名でもって質問してください。

●加藤喜和君 それでは次に、行政体制についてお伺いをしたいと思います。

1 点目の行政機能の発揮の中でもその必要性を触れさせていただきましたが、行政職員の確保、体制をどのように考えているか、まず具体的にお聞きをしたいと思います。

20 年度の決算の監査報告のまとめにもありますけれども、あまり長々読むつもりはないんですけども、最後のほうに住民への責任を履行するため、行政に必要な体制の整備を図りつつということで、これは監査委員の指摘事項にもなっていることであります。

そういう中で、再生計画に反映をさせるために職員の体制の現状の課題、それから検討の考え方、その具体的確保体制をどのように考えているのか。

先ほども言いました、夕張の特殊性というのがありますでしょうし、それから類似団体とそれでは職員数が人口に対して多いのか少ないのかという、そ

の辺のことも加味をしているんだというふうに思いますので、そのことについてまずお聞きをしたいというふうに思います。

それと次に、再生計画を推進するために行政体制を確保し、行政機能を発揮するに必要な行政職員の待遇改善についてであります。

私は、この待遇改善という言葉よりも待遇復元、元に戻すと言うほうが正しいのではないかというふうに思います。

そこで、まずこれまでの再建計画において職員を減じた、給与を削減した、そういうことによる人件費等の財政効果というのはどうあったのかをお聞きしたいと思います。

また、人件費の削減の第一の目的であった行政職員の半減というのは計画当初にも、19 年のスタートから達成しているわけです。そのことはもうこれからも効果として、今後とも継続されていくものだと思います。職員が減ったという部分は、今後ずっとそれが効果として表れていくのだというふうに思います。

しかし、この 2 年半を経験する中で今後も行政サービスを維持し、再生計画を推進するためにはさらに計画どおりの削減を続けるわけにはいかないというふうに考えています。

職員の待遇、あえて復元と申しますが、それを図る必要があるというふうに考えます。

市長のこの改善の基本的な考え方についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 行政体制についてのご質問でございますので、この行政体制制度につきましてはこの間、継続して議会とも議論を重ねてまいりましたが、私は市民に対して必要な行政サービスの提供を将来にわたってしっかりと維持させていくためには行政執行体制の確保が重要であり、そのために改善すべきものはやはり改善していかなければならないと基本的にこのように考えております。

現在、急激な職員数の削減に伴い、この体制が大

きく揺らいでいる中で、道をはじめとして多くの自治体より職員の応援派遣を受けておりますが、将来に向かっては限度があります。

一方、市職員についても今後定年に到達する職員が年次ごとに出てくる状況の中で、一定程度の新規採用を行わなければ行政体制そのものが立ち行かなくなり、市長として政策の実現はもとより、行政サービスの提供に当たって大きな支障が生じてまいります。

こうした状況を十分に踏まえ、財政再生計画においては類似団体の状況比較において、これは人口数のみでなく、高齢化比率や行政面積、さらには積雪寒冷地などの地域の特性を考慮し、適正な職員配置を可能とする措置が必要であると強く考えております。

以上のことを踏まえ、財政再生計画における職員数の設定については現状の職員数確保を基本とし、退職者の約半数を採用しながら、人口推移などを見極めつつ適切な人員確保について調整を図っていかうと考えております。

次に、あわせて職員の待遇について述べさせていただきます。

ご承知のとおり、現行の財政再建計画では市が置かれている厳しい状況を踏まえ、徹底した歳出の削減の上に成り立っているものと言えます。

その中でも総人件費削減は大きな柱となっている訳ですが、一方で様々な課題、問題点もまた明らかとなってきております。

計画に沿っての赤字解消額は年度間において幅はありますが、例えば平成 20 年度を見ますと、赤字解消額約 12 億 8,000 万円のうち、人件費削減が果たした額は約 5 億円程度となっており、大きな効果となっております。

これは、条例本則による職員給与と現在の年収 4 割カットとなっている給与との比較における差額を示したものであり、言い換えれば市民サービスをはじめとする行政の役割りとその体制にかかわる部分を限界まで落としていることにほかなりません。

職員も市民であります。自分たちのまちの将来に向けて、継続して行政やまちづくりにずっとかかわっていかねばならない存在であります。その中で、牽引役を果たすべき役割りを担っていると言ってもいいでしょう。

財政再生計画には市民生活の分野で必要な事務事業を反映させ、新たなまちづくりに必要な手だてを行っていきたいと考えており、これは将来に向けての投資です。

そして、長期にわたる計画の中で、その投資事業の実践部隊である行政職員がどれだけ奮起して取り組んでいけるかが重要な位置付けになると私は考えております。

国からの助言を踏まえれば、財政再生団体における職員給与の設定については類似団体との比較において著しく上回る部分の是正が求められておりますが、夕張市の現状においてはすべてについてそれを大きく下回っております。

夕張市の類似団体の設定に当たっては様々な考え方が出てくると思いますが、私は先ほども申し述べましたとおり、人口比だけではなくて行政面積、気候条件、旧産炭地などの産業構造などを見極める必要があると思っております。

そうした自治体における職員給与との比較はもちろんですが、計画に与える影響度などを考慮し、基本給の一律 10 パーセントカットをはじめ、期末勤勉手当や管理職手当などの諸手当についても私は今必要な改善を行うべきだと思っております。改善を行っていきたいと、このように強く思っております。

また、職員数の削減を大きな目標に据えて取り組んできた退職金の削減も所期の目的は果たしたと判断し、段階的に改善を行っていかうとするものであります。

職員給与の削減は今後も長期に及びます。生涯賃金などを考え合わせれば、職員の士気低下や新たな退職者の発生も懸念され、体制の維持は困難となります。職員の新規採用を行おうとしても、中堅職員などのレベルにまでもっていくにはそれ相当の年月

が必要です。優秀な人材確保は、最小限の職員数で行政運営を行っていかねばならない本市にとっては極めて重要であると判断いたしております。

本市における財政再生は長期に取り組んでいかざるを得ない状況下にあることから、計画期間トータルに必要な事務事業を組んでいくこととなりますが、特に再生計画初年度から5年間は様々な懸案に取り組み、再生計画を軌道に乗せていくためにも非常に重要な期間として位置付けております。

したがって、この期間における事業の推進には職員の確保と士気高揚が欠かせないことから、計画当初からの基本給与改善が必要であると判断いたしております。

市政の推進に当たっては職員の奮起が重要であるとの認識を先ほど示させていただきましたが、特別職についても同様であります。現状では職員以上の給与削減率となっており、今後将来に向けてその重要な役割を担う人材確保の問題も深刻であります。

これは私自身の問題ではなく、今後の市政の舵取り役として志を高く持つ者の意識を給与問題で阻害してしまつては、市政としては最も大きなマイナスであると私は思います。

したがって、一定程度の改善は必要であるとの判断に立っております。

財政再生計画の策定に当たって人件費のあり方が大きな焦点になるものと思いますが、今申し上げましたとおり、まちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けての体制づくりを確固たるものにしていくためには必要な措置であります。

また、これらの改善実施に当たっては、言うまでもなく市民の理解を得ていくことが最大の前提となります。

私は行政運営の最高責任者として、今、答弁させていただいたことを強く訴えるとともに、この改善に当たっては市民に対し新たな負担を求めるものではなく、国にしっかりと説明し、理解を得ながら、私自身の責任において対応策を実践してまいりたいと、このように強く感じているところです。

終わります。

●議長 山本勝昭君 再質問ありますか。  
加藤議員。

●加藤喜和君 ありがとうございます。

最後の部分も含めてですね、市長の方からこの職員問題、待遇改善も含めて力強いご答弁をいただきました。

これは6月のときにも私の質問で、国に対してもどうしますかじゃなくて、私はこうしたいんだということこれからものを申していきますということで、言ってきましたという話がありまして、力強いものをもっていました。

さらに今日、そういう形でご答弁をいただきましたし、市民に向かってもその市長の責任として、国に対してもこれは必要なんだということだということで、その上でさらに質問するのは失礼なんですけど、ちょっと何点か数字的なもので今後の論議にさせていただきたいと思っておりますので、これは数字的なものになると担当の方になるのかもしれませんが、それで1点、最初に要望だけ申し上げておきますが、今言ったようにこれらの数字的なもの、計数的なものというのは相当資料的にもすごいんだと思っております。

ここで論議してもらちがあかないというか、時間がないというふうに思っておりますので、ぜひともこれおそらく行政常任委員会の中で再生計画だけに絞って論議をしていかなきゃならないんだというふうに思っております。そういう意味では、その場に具体的な資料を提出していただきながら、個々の問題については論議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今日この場では何点かのことについて再確認をさせていただきたいと思っております。ご答弁できる範囲でお願いをしたいと思います。

それで職員の関係なんですけども、先ほど言いました類似団体、これまでは全国の市町村の最低というような人口ですね、ただそれだけのラインで職員数を決めてきた計画が現在だということでもあります。

ですから、この計画をさらに進めれば今より職員もさらに減らさなきゃならないということでありますので、地域の特性を加味してということでありまして、退職者が出た場合には少なくとも半数ぐらいの補充をしていきたい、こういうことなんですけども、それでひとつは、数的に全部言うんでないですけど、例えば 22 年度こういう計画があって、再建計画があって、この再生計画ではこういうふうを考えている。何年刻みかでもいいんですけどね、こういうふうになっていくといわゆる今の計画よりはさらに、さらにと言うかおそらく基本的には応援職員の数くらいは確保したいというのが基本なのかなというふうに思うんですが、その数的なものの全部、36 年まで聞くんもりはないんですけども、お示しいただければというふうに思うんですが。

もしその場合に、先ほど言いました普通比べると人口 1,000 人に対して職員が何人いるかというのが普通の他市との比べなんですけど、その場合にその年度の人数のときに同じ人口のまちと比べてどうなのかという部分が、あまり全部答弁いただくとこっちも混乱しますので、何点かに絞った形の中でお知らせ願えればありがたいんですけども、どうでしょう。

●議長 山本勝昭君 まずその 1 点いきますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 ご質問にお答えをしたいと思います。

まず 1 点目の今後の職員数の推計に関してでございますが、今の再生計画策定の第 1 次集計に向けては先ほど市長答弁にもございましたとおり、今後の定年退職者の約半数を新規採用において補充をしていきたいと。それでも退職者の約半分ですから、自然と職員数はこれからも減っていくわけであります。

それで数的なこととなりますが、現在、財政再建計画、現行計画上の職員数でいきますと、平成 22 年度のスタートにあつては普通会計 103 名という計画でございます。

それに対して、現職員の数が普通会計でいきますと 128 名ということでございますので、計画と比べて 25 名程度多いという状況になってございます。

先ほど市長の答弁にもございましたとおり、現行職員数を基本としながら再生計画の人員費の部分について組んでいるということでございますので、この 128 人を基本としつつ、先ほど申し上げたとおり定年退職に対する一定程度の新規採用による補充ということをやっていきますと、現行計画の最終年度でございます平成 36 年度現在では一般職 66 名、消防職 40 名、特別会計職員 20 名の計 126 名ということになる推計でございます。

以前もご説明をさせていただいたと思うんですが、再生計画においては消防体制をしっかりと堅持していくという見地から、消防職員の数にあつては 40 名でずっと固定をして積算をしてございます。

なお、あと特別会計の職員についても 20 名で固定をさせておりますので、自然減による職員はすべてその他の普通会計の職員による減少ということで考えていただければと、このように思っております。

それと類似団体との比較でございますが、現在、夕張市の人口約 1 万 1,000 人、これに当てはめた場合の全国の市町村の人口規模別の職員数の値であります。議員ご指摘の市民人口 1,000 人当たりの職員数の比較でご説明をさせていただきたいと思えます。

夕張市は今、消防職を除いての数値であることをまずあらかじめご了承ください。消防職を除くと、夕張市にあつては人口 1,000 人当たり約 6.7 人くらいの数値となります。これが類似団体でいきますと、平均で 11.9 人、一番低いところで 6.9 人ということでございますので、現状にあつても夕張市の職員数 1,000 人当たりで比較すれば、類似団体との比較によれば平均値あるいは最低値を下回っていると、このようになるわけでございます。

先ほどの現行計画の最終年度であります 36 年度に置き換えて見た場合に、人口 1,000 人当たりですが、平成 36 年度は夕張市の人口が約 7,000 人程度に

なるだろうという推計のもとで積算をしております。したがって、そのときの推計値が消防職員を除いて約 7.48 人。夕張市は、1,000 人当たりで職員数 7.48 人で、人口 7,000 人台の全国の自治体の職員数平均値が 12.5 人。一番低いところで 8.4 人ということでございますので、平成 36 年の推計ひとつ取っても全国平均値あるいは最低値を下回る職員数となる、このような推計でおります。

以上でございます。

●議長 山本勝昭君 はい、加藤議員。

●加藤喜和君 大体わかりました。

それで、消防職員は 40 人に固定する、特別会計職員は 20 人維持と言いましたかね、ということで、確か財政再建計画では消防職員はまだ減るという計画であったと思いますから、その 40 人を維持するだけでも計画よりは上回ってくるということなんだと思います。

この消防職員を何で 40 人にしたかというのはこれまで報告、論議をしてきたと思うんですけど、やはり今の行政を機能させるためには救急車を 2 台確保して、広域な地域の中でやはり最低 40 人は必要でしょうと。40 人多いかどうかというのは、私は論議があると思うんですけど、そういうことで採用をすでもうしてきているわけですよ。

そういう意味で言うと、一般職の部分も当然のごとく行政機能を果たすためには採用していく。これは退職者を確保していくという部分で、半数が適切かどうかは別として必要なんだというふうに私も理解をしますし、いわゆる人口規模で言う、あんまり 36 年に 7,000 人になるという予想はしたくないんですが、人口規模で言うと平均的なまちよりも超えるものではない、こういうことで理解をさせていただきます。

そういう意味では、この職員がスタート段階では二十数名ですか、計画よりは復元されるということですから、これは逆に言うと職員の待遇改善におそらく、次の項になりますけど、反映されていかざるを得ないのではないかとこのように思います。

職員の状況については、そういうことで受けさせていたいただきたいと思います。

それで待遇改善の関係なんですけど、ひとつお聞きしたいのは先ほど人件費の効果ということで、20 年度で返済額 12.8 億ですか、のうち人件費が 5 億円、半分近い数字が人件費でいわゆる借金を返済できているんだと。効果というのか、これまで多いんだよと言ってしまえばそれまでなんでしょうけども、そういう職員を半減したこと、さらには待遇を下げたことによってこうなっているということなんですけど、この 19 年、20 年、今年の部分が出てくるかどうか分からないんですけど 21 年。これから先の部分はちょっと別としても、この 3 年間で職員が半減ったわけですから、この 3 年間で言うとどれほどの減額効果と言うんですか、財政効果と言うんですかね、そういう数字的なものはどうこと比べればいいか。18 年度にいた職員をそのまま考えるのが正しいとは思わないんですけど、その比で何か出てくるものありますね。これからは別として、この 3 年間やってきた中でこういう数字が効果として表れたというのが金額的に出るようでしたら、ちょっとお教え願いたいんですけど。

●議長 山本勝昭君 総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 ただいまのご質問でございますが、議員おっしゃるとおりですね、その当時といいますか財政再建前の数値と比べるとはなかなか難しいものがあるかというふうに思いますが、ひとつ材料として用いたいのが平成 13 年度から取り組んでおりました行財政正常化計画というものがございました。これは、職員数を段階的に下げていくということもこの行財政正常化計画の中には含まれているというふうに記憶してございます。

したがって、この行財政正常化対策における試算と、今の財政再建計画の実施状況を比較したと、この数値でご理解をいただきたいというふうに思うんですけど、議員ご指摘の平成 19 年度、20 年度、21 年度、これを比較した場合に効果額、これは特別職給与、議員の報酬、委員の報酬、嘱託職員の報酬、



すべて含めた金額でございますが、3年間で約47億9,300万円の削減効果があるということでございます。

以上でございます。

●議長 山本勝昭君 加藤議員。

●加藤喜和君 確か、行財政正常化は10年で100人を減らしていくんだという計画だったと思うんです。

ですから、さらにそれから減っているわけですから、今言った3年間ですか、で47億。そこに議員も貢献しているという、確か18人が9人になったわけですし、議員の報酬も変わってますから、それが含まれての金額だというふうに思いますけど、相当の、半減になったことですのでもうこういう効果が表れているんだというのは理解いたしました。

それとですね、もう一度確認させていただきますが、この今回の基本的な考え方の中に職員の基本給を固定と言うんでしょうかね、再建期間最初から最後まで10パーセントの削減だと。それから管理職手当、時間外を言ったのかどうかちょっと記憶ないんですけども、期末手当ですか、それから退職金も当然退職するわけですから、これ払わなければならないんでしょうし、段階的に復元するというふうに聞きましたから、それらの部分も加味されるのかというふうに思いますし、市長の方からも特別職も私自身の問題ではなくて一定程度の改善は必要だろうということでお聞きしましたので、現状ではそういう確認をさせていただきたいと思いますが、1点、基本給を10パーセントに固定するということがありました。

私もそういうことなのかなというふうに思っていますが、ひとつは再生計画がスタートしても実践執行を伴う職員がしっかり頑張ってもらわなければならない。そういう意味では、この5年間が一番大事なんだという意味で、いわゆるスタート段階から10パーセントの固定した減額のスタートをしたい。逆に言うと、最後まで10パーセントですよと、マイナス10パーセントですよと、言い換えればそういうこ

となんだと思います。

考え方の中に、例えばそうであれば金額は同じなんだけど、最初20パーセント、5年間20パーセント。真ん中の5年間10パーセント。最後の5年間はゼロと、それも金額で言うと同じになるのかなと。これ繰り上げになりますから、なかなかそうはならないんでしょうけど、単純に言うとそういう段階的な変え方もあるのかなというご意見もあるのではないかと思いますけど、今言ったスタート段階が大事だということと、私自身は何年でこの赤字を返すんですから、スタートであろうが最後であろうが赤字は赤字としてあるわけなので、最初のほうが赤字を返していったから、楽になったから給与を上げるといったことではないのかなという理解をしていますから、そういう意味ではやはり何年で赤字を返すとすれば、その職員の給料はこういうことで固定する。こういうことはこういうことで固定するというのが正しい論法ではないかというふうに思います。

ただ、退職手当のほうは暫定的に変えていくということなので、逆に言うと退職手当というのはすでにもう役割りは終わったと。退職させるために削減してきたわけですから、だからもう来年からでも本当は復元させるべきなんだとは思いますが、それは財源的な状況も含めて少しずつ上げさせてくれということなのかなというふうに理解するので、ちょっとあの退職手当の段階的改善と基本給とは考え方が違うのかなというふうに今、お話をしている私自身も感じるところであります。

これはそういうことで、先ほど言いました職員、それから特別職も含めた給与の改善、これがトータルして57でしたかね、前回の常任委員会で報告しています。それがトータルのにそういうふうになるんだというふうに理解をさせていただきまして、具体的には先ほど言いましたようにいろんな資料をいただきながら、さらに協議をさせていただきたいというふうにお見ます。

それで、これまで論議をしてきましたし、私も先ほどお話をさせていただきましたけども、やはり多

くの課題が今日、私も含めて論議した中で、大変難しい問題が多々あると。この再生計画を進めるに当たり大変大きな問題ある。しかし、これはやり遂げなきゃならないし、そのためにはそれなりの必要な経費というのは当然要るんだと。市長も先ほど、それについては私の責任といたらおかしいでしょうけど、私の思いで進めていきたいという力強いお言葉もいただきました。

そういう中で、それを実践執行していくのは行政職員であり、その行政職員の待遇改善や、それから行政機能を発揮するためにぜひとも必要なんだということを今時点で私としては理解をさせていただきたいと思います。

私の受け止め方ということではそういうことで理解をさせていただきますけど、先ほど言ってもらったとおりだとは思いますが、もし市長の方から最後にその辺について、これから市民に向けても発信していかなきゃならないんだと思いますので、もし市長の方から一言あればお願いをしたいと思えます。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 加藤議員の今回議会最終の答弁ですので、総括的に私の思いをお話しますけども、今度作る再生計画は夕張にとって将来に向けて非常に大事な計画を今、作るんです。

この再生計画は、前々言うておりますように現在の再建計画、わかりやすい言葉で皆さん言ってますけど、借金を返していくそういう計画と、それだけではなくて、これからの夕張を作っていく地域づくりに必要なものを盛り込んでいこうと。こここのところで誤解されがちなのは、353 億の借金を 3 年間で我慢して返してきている。また借金増えるのかと。

そうではありません。借金をちゃんと返しているんです。これからは、今言いました、今住んでいる人。その人たちが住み続ける、また夕張に住居したい、移住してきたいという方がどんどん出てくるための言わば投資であります。夕張の住みやすいまちづくりのための投資。それが今、必要なんで

すということがひとつです。

ですから、赤字解消が 150 億、借金が 150 億増えたんじゃないで、単年度ごとの収支していく中で 150 億が今の計画の中での未解消部分で、これは借金そのものではありませんと、こういうことを私はまず申し上げたい。

それから、夕張づくりをするためには今度の再生計画にもいっぱい織り込んでます。いろんなことを織り込んだ夕張づくりをしよう。昨日からも答弁させてもらいました新しいまちづくり、夕張の再編成、夕張の住居もろもろの再編成、地域おこし、そういうことをやる計画を作る。

ですから、計画を作つて終わりじゃありません。むしろ、計画を作つた後にそれをどうやって実行していくか。それが重要なことで、その実行部隊として今日の答弁で申し上げました、もちろん市民の皆さんの大きな力。しかし、行政の中のエンジンとして活躍するのは、今の 103 名の職員です。

ですから、この 103 名の職員を何としてでも我がふるさとのために、自分のため、まちのために力を出してもらおう。そういう意味では、不安定な状況に置かないで、やはり意欲的な、士気高揚するようなそういうことが必要だと、このように申し上げておるわけでございます。

これを進めていく中において、今後、行政だけではなくて市民の皆さんの力、議会の皆さんの力を借りながら、冒頭から言うております、夕張市はお金がありません。金がありません。だけでも生きていくためには、必要なものは必要だと。

したがって、市長として関係筋、国に対してこれを交渉していく、勝ち取ってくるというようなことについての役割りは本当に重大なことだと、私は自ら思っております。

そういうことで、今後、冒頭ありました市民の皆さんとの情報公開、または皆さんの声を吸い上げるということも貴重な方法として、新しい夕張づくりに邁進していきたいと、このように思っておりますので、議会の皆様始め市民の皆さんのご理解を賜り

たいと、このように思います。

ありがとうございました。

●議長 山本勝昭君 市長、今、職員人数ちよつと数字間違っていると思いますので、これ訂正したほうがいいのかと思います。

総務課長の方で明確にその辺、答弁してやってください。

はい、総務課長。

●総務課長 寺江和俊君 市長のお話の中で、現行職員が 103 名という言葉があったと思うんですが、これは先ほどご説明したとおりの人数ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長 山本勝昭君 加藤議員、あとよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、加藤議員の質問を終わります。

以上で、通告されました質問は全部終了いたしましたので、日程第 1、一般質問はこれをもって終結いたします。

---

●議長 山本勝昭君 日程第 2、議案第 10 号個別外部監査契約に基づく監査についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 10 号個別外部監査契約に基づく監査について提案理由をご説明申し上げます。

本市におきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政再生計画及び経営健全化計画を定めなければなりません。この場合、同法第 26 条第 1 項及び地方自治法第 252 条の 41 第 1 項の規定に基づき、当該計画を定めるに当たってはあらかじめ本市の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について個別外部監査契約に基づく監査を要求しなければならないこととされております。

本市は、平成 19 年 3 月に策定した財政再建計画に

基づき、歳出の削減については高齢者や子育て、教育への配慮をしながら、全国で最も効率的な水準となるよう徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ってまいりました。

しかしながら、歳入の確保については税率の見直しやごみ処理の有料化、各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる収入の増加を見込むとともに、徴収率向上対策を講じることで歳入確保に努めてまいりましたが、市税や国民健康保険料、市営住宅使用料で多額の滞納が生じているなど、十分な取り組みとは言えない状況にあります。

財政の健全化を着実に果たすためには、市有施設等における適切な受益者負担を設定した上で、市税及び各種施設使用料の適切な徴収事務を遂行し、歳入の確保と市民負担の公平性を確保することが重要となっております。

また、公共下水道事業会計については多額の累積赤字が生じている現状を踏まえ、経営健全化が急務となっております。

これらの状況を踏まえ、市税及び各種施設使用料の徴収事務及び公共下水道事業会計の経営健全化について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることとし、地方自治法第 252 条の 41 第 4 項で準用する同法第 252 条の 39 第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 山本勝昭君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9 月 29 日の本会議は諸般の都合により、午後 2 時から開催いたしますので、あらかじめご了承ください。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

---

午後 2 時 1 4 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 山 本 勝 昭

夕張市議会 議員 正 木 邦 明

夕張市議会 議員 高 橋 一 太